平成２２年（フ）第２８号
栃木県那須塩原市豊浦南町88番地４　ストンパレス黒磯206号、前住所栃木県那須塩原市島方607番地15
債務者　池澤　敏広
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第９８号
静岡県静岡市駿河区有東２―13―６　ウィンドウズＳＴ103号、破産手続申立時の住所静岡県浜松市中区板屋町690番地　イーストコート402
債務者　櫻井　利幸
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
東京都青梅市新町２丁目13番地の14サンアベニューＩ・M102
債務者　吉岡　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１３７６号
千葉県市川市中国分３丁目６番11号
破産者　深澤　　清
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７１５号
群馬県伊勢崎市連取町1782番地１
破産者　富士運輸有限会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７６５号
群馬県伊勢崎市波志江町3734番地
破産者　有限会社サカモト自動車鈑金塗装
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第８９７号
千葉市中央区星久喜町853番地
破産者　有限会社めしや八兵衛
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第２１０号
三重県四日市市下海老町4317番地の４
破産者　勝谷株式会社
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第２６３号
三重県三重郡菰野町小島2469―１　KOMO108号、住民票上の住所三重県いなべ市藤原町西野尻1073番地
破産者　水谷　時子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第３４１号
三重県四日市市赤水町1371番地
破産者　日々谷直樹
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
三重県四日市市諏訪町13番３号
破産者　株式会社グリンデルワルト
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
三重県四日市市諏訪町13番３号
破産者　伊藤　一之
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
三重県桑名市大字赤須賀2109番地
破産者　有限会社かねう商店
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
三重県員弁郡東員町笹尾西３丁目11番33
破産者　有限会社東員リース
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
三重県四日市市前田町11番13号、破産手続開始決定時住所三重県員弁郡東員町笹尾西３丁目11番33
破産者　馬岡　博樹
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３９３号
三重県三重郡菰野町大羽根園新林町4443番地61
破産者　被相続人亡前川善一の相続財産
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１４１１号
仙台市青葉区台原６丁目13番41号
破産者　東杜印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３４９６号
横浜市南区宿町３丁目56―４
破産者　有限会社フィッシュデザイン
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８１号
神奈川県小田原市板橋348番地１、商業登記簿上の本店所在地神奈川県小田原市早川２丁目３番地の１
破産者　進徳工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部